

主 文

本件申立を棄却する。

理 由

上告を棄却した最高裁判所は、刑訴法五〇一条にいう「刑の言渡をした裁判所」ではなく、かつ、同条にいう「裁判の解釈について疑があるとき」とは、刑の言渡をした判決の主文の趣旨が明瞭でなく、その解釈につき疑義がある場合のことであるところ、本件申立はこれにあたらないから、本件申立は不適法であつて、棄却すべきものである。

よつて、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四五年一月八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	松	田	二	郎
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	岩	田		誠
裁判官	大	隅	健	一郎